

# くらしの 情報館

ホームページアドレス  
http://www.city.shirakawa.fukushima.jp/

☎=問い合わせ先  
内=内線番号  
◇本庁舎 八幡小路7-1 ☎②1111/Fax⑦2577  
◇表郷庁舎 表郷金山字長者久保2 ☎③2111/Fax②2234  
◇大信庁舎 大信増見字北田58 ☎④2111/Fax④2409  
◇東庁舎 東釜子字殿田表50 ☎③42111/Fax③43584

## 募集

### 第4回白河まちなか 逸品めぐりツアー

各店のこだわり・お勧めの逸品を歩いて巡るツアーです。  
●日時 10月18日(土)／午前11時～午後2時30分  
●定員 16人 ※先着順  
●参加料 1,000円(昼食代込み)  
●申込期限 10月16日(木)まで  
※コースは当日発表します。  
●申し込み・問い合わせ先 白河商工会議所 ☎③3101

### 樹木せん定講習会

●日時 11月5日(水)・12日(水)／午前9時30分～午後3時  
●会場 市立図書館りぶらん地域交流会議室(道場小路)および城山公園(郭内)  
●内容 初歩的な松・梅などのせん定方法等の講義と実習  
●定員 30人 ※先着順  
●受講料 無料  
●申込期限 10月22日(水)まで  
●本庁舎観光課 内2213

### 市職員採用試験(追加募集)

〔平成27年度採用〕  
《大学卒程度》  
●職種・採用予定人員 土木2人程度  
●資格 昭和50年4月2日から平成5年4月1日までに生まれた方で、今年度すでに実施した本市職員採用試験を受験していない方(学歴不問)  
●試験日 11月23日(日)  
●試験会場 市役所本庁舎  
●申込受付期限 10月31日(金)まで(当日消印有効)  
※受験案内および申込用紙は、本庁舎総務課、各庁舎地域振

### 市有地公売

市が所有する土地を一般競争入札により売却します。  
《物件①》▷所在地 昭和町69-28  
▷地目 宅地 ▷面積 231.41㎡  
▷最低入札価格 6,500千円 ▷入札日時 11月7日(金)／午前10時  
《物件②》▷所在地 古高山4-28  
▷地目 宅地 ▷面積 210.39㎡  
▷最低入札価格 3,505千円 ▷入札日時 11月7日(金)／午前10時30分  
●申込期間 10月1日(水)～31日(金) ※平日のみ  
●要項の配布 本庁舎財政課(3階)で配布します。  
●申込方法 市指定申込書および必要書類を本庁舎財政課へ持参、または郵送してください。郵送の場合は、簡易書留で送付してください(10月31日(金)までの消印有効)。  
※詳しくは、市ホームページでご確認いただくか、お問い合わせください。  
●本庁舎財政課 内2335

### 県立矢吹病院看護師

〔平成27年度採用〕  
●募集人員 若干名  
●資格 昭和50年4月2日以降に生まれた方で、看護師免許を有するか取得見込みの方  
●試験日 11月8日(土)・9日(日)  
●試験会場 杉妻会館(福島市杉妻町)  
●申込期限 10月31日(金)まで(当日必着)  
※受験案内など、詳しくはお問い合わせください。  
●申し込み・問い合わせ先 同病院 ☎④3111

### ぐるり白河文化遺産めぐり しらかわ歴史景観ウォーク

ぐるり白河文化遺産めぐりツアーとしらかわ歴史景観ウォークを共同開催するほか、スタンプリーも行います。  
《ツアー》  
●日時 11月8日(土)／午前9時～午後0時30分  
●定員 ▷ぐるり白河文化遺産めぐり 40人 ▷しらかわ歴史景観ウォーク 20人  
※要予約(先着順)  
●参加料 500円  
《スタンプリー》  
●日時 11月8日(土)・16日(日)／午前10時～午後3時  
●内容 すべてのスタンプを集めた方に賞品をプレゼント(先着100人)  
●申し込み・問い合わせ先 本庁舎まちづくり推進課 内2743

### 行政相談週間

10月20日から26日までは、「行政相談週間」です。  
行政相談委員は、総務大臣から委嘱され、行政機関や特殊法人などの仕事に関して、苦情や困りごと・要望などの相談に応じ、その解決をお手伝いするものです。  
相談週間中には、「特設行政相談所」を開設します。相談は無料で、秘密は厳守します。  
●日時 10月23日(木)／午後1時～3時  
●会場 本庁舎地下第1会議室

### 県文化振興財団助成事業

県では、文化活動支援を目的に、12月1日から平成27年3月31日までにを行う対象事業を助成します。詳しくはお問い合わせください。  
●対象事業 県内に住所または活動の本拠を有する個人・団体の行う文化活動(成果発表事業、発表会等への参加事業、文化財の保護事業など)  
●申込期限 10月31日(金)まで  
●本庁舎文化振興課 内2384

### 甲種防火管理新規講習

●資格 防火管理上必要な業務を適切に遂行することができる管理監督的地位にある方またはその地位に就く見込みの方  
●日時 12月4日(木)・5日(金)／午前9時50分～午後4時50分 ※5日は午後4時まで  
●会場 サンフレッシュ白河(久田野)  
●定員 80人 ※先着順  
●教材費 5,000円  
●申込期間 10月27日(月)～11月14日(金)  
●申込先 白河地方広域市町村圏消防本部、各消防署・分署  
●同消防本部 ☎②2170

## 案内

### 消防サイレン吹鳴

市消防団秋季検閲のため、

### 第60回記念「白河 総合美術展覧会」

一般作品の展示のほか、60回を記念して作品研修会を行います。  
●日時 10月22日(水)～26日(日)



# 案内

## 建設工事等入札参加資格審査申請

平成27・28年度の建設工事・測量等の入札参加資格審査申請を受け付けます。社会保障未加入業者の申請は、受け付けできない場合がありますので、お問い合わせください。

●期間 11月4日(火)～28日(金)

※平日のみ  
●申請用紙 市ホームページから取得してください。  
●提出方法 必要事項を記入のうえ、指定の色のA4サイズの紙ファイルにのせて、本庁舎工事契約検査課(2階)に提出してください。  
※水道事業に係る建設工事等入札参加資格審査申請は、工事契約検査課で受け付けます。  
※製造の入札参加資格審査申請は受け付けていません。建設資材は、物品購入等指名競

## 県民手帳・県勢要覧予約受付中

争入札参加資格審査申請を行ってください。  
●本庁舎工事契約検査課 内2252  
●県民手帳(横野版・カレンダー版) 各500円  
●県勢要覧 1,500円  
●申込期限 10月20日(月)まで  
●申込先 本庁舎企画政策課 内2327  
●本庁舎企画政策課 内2327

## 違反建築防止週間

10月15日から21日までは、「違反建築防止週間」です。県では、違反建築物の予防や解消を目的に公開建築パトロールや啓発活動などを実施します。

建築物は、個々の資産であるとともに、まちの環境や景観を形成する重要なものです。良好な環境と安全性を確保するため、違反建築の防止に皆さんのご協力をお願いします。

●県南建設事務所 ☎23163

## まちかど伝言板

### 中心市街地活性化事業 ミニコンサート

●日時 10月26日(日)午後4時～5時  
●会場 えきかふえSHIRAKAWA特設ステージ(郭内)  
●入場料 無料  
●福島県ミニコンサート実行委員会 遠藤 ☎090-114

## 立教志塾講演会

●日時 10月23日(木)午後7時～8時30分  
●会場 ホテルサンルート白河(新白河駅前)  
●内容 ▼講演「日本の進路と誇りある国づくり」▼講師 ジャーナリスト 櫻井よしこ氏  
●入場料 1,000円(一般)  
●(公財)立教志塾 ☎21427

## 福島県知事選挙のお知らせ

●投票日 10月26日(日)  
●投票時間 午前7時～午後6時  
●投票所 投票所は、郵送される投票所入場券に記載されています。投票日または期日前の投票には、投票所入場券を持参してください。  
※入場券をなくしたり、忘れても投票できます。

《期日前投票》  
投票日に仕事や旅行などで投票できない方は、期日前投票ができます。手続きは、宣誓書に事由、氏名、住所などを記載します。印鑑は必要ありません。

●期間 10月10日(金)～25日(土)  
●場所・時間  
▷市役所本庁舎 午前8時30分～午後8時  
▷市役所表郷庁舎 午前8時30分～午後7時  
▷大信農村環境改善センター 午前8時30分～午後7時  
▷市役所東庁舎 午前8時30分～午後7時  
※いずれの期日前投票所でも投票することができます。

《滞在地や避難先での不在者投票》  
仕事や旅行、または震災による避難などで市外に滞在・避難されている方は、滞在地や避難先の市区町村選挙管理委員会で投票ができます。手続き方法などは、市選挙管理委員会にお問い合わせください。

《指定病院などでの不在者投票》  
県選挙管理委員会が指定する病院や老人ホームなどに入院、入所している方は、その病院などで不在者投票ができます。詳しくは病院などにお問い合わせください。

《郵便等による不在者投票》  
身体障害者手帳や介護保険被保険者証(要介護5)の交付を受けている方で、公職選挙法の要件に該当する場合、自宅郵便等による不在者投票ができます。手続き方法などは、市選挙管理委員会にお問い合わせください。

《開票》  
中央体育館で、10月26日(日)午後8時から開始します。開票状況は、市ホームページでお知らせします。

《選挙公報》  
選挙公報を10月24日(金)までに、各世帯に配布します。選挙公報が届かない場合は、市選挙管理委員会までご連絡いただくか、県選挙管理委員会のホームページをご覧ください。

●県選挙管理委員会ホームページ <http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/62010a/tiji.html>  
●市選挙管理委員会 内2510



## 『田園への回帰』

白河市長 鈴木 和夫

急速に人口減少化の議論が熱を帯びてきた。国は国土のデザインとして、自治体は地域の将来を向け、本格的な対応を始めた。きっかけは、5月に増田元岩手県知事や官僚OBら、日本創成会議の発表した論文。全国の人口減少を予測し、これを食い止めるため、少子化対策や地域振興策、女性・高齢者の活用策を提言している。

特に衝撃を与えたのが、30年後に日本の約半数にあたる896市町村で、20～39歳の女性が50%以上減少し消滅の可能性があること。うち523市町村が、人口も1万人以下となり消滅するとされたことだ。新聞・雑誌で大きく取り上げ地方議会でも活発な論戦が交わされた。政府も「まち・ひと・しごと創生本部」を立ち上げ、地方創生担当大臣を置くなど素早い反応をみせた。避難者を抱える福島県は対象に含まれていないが、この分類に入る市町村は少なくないと思われる。

「消滅」と名指しされた自治体の反応は複雑。地域の維持に懸命な我々に、冷水を浴びせるものでしからん。やっぱりだめなのかと肩を落とす。お偉方が机上の理屈を言っている、冷静にみていこう!。「増田レポート」は政府・自治体に警鐘を鳴らし、いずれ来る危機が目の前に迫ってきたことを、シヨッキングな形で国民に示した点で大きな効果があった。

レポートは、人口減少は若者の大都会への流出が最大要因であり、この流れを変え地方に呼び戻すことが必要。この受け皿として、地方拠点都市に投資と施策を集中させるべきという。連動するように、国でも人口20万人以上の都市を「地方中枢拠点都市」と指定し、その圏域の生活・産業・文化の中心となるよう、補助金や交付税で手厚く支援する政策を打ち出した。日本列島を「選択と集中」により再編成するように見受けられる。

日本は、誰でもどこにいても一定の社会的利益を受けられる「国土の均衡ある発展」を軸としてきた。道路や新幹線を整備する、公共事業をおこす、工場を誘致する、米価を保障する。過疎地の底上げを図り、地域間格差の縮小を図る。的を射た政策だと評価している。だが、ここに至るまで、政策を転換したようにみえる。誤解を恐れずに言えば、「小さい自治体や農山村の面倒はみきれない」と聞こえる。

全国で3万人未満の自治体は人口の8%にすぎないが、国土の48%を占めている。農山村が疲弊して、中心の都市が栄えるのか。都市が周辺の生活や経済を支えると同様に、農山村も都市を支えている。農山村への投資は効率が悪い。ならば、効果のあるところに集約するのはやむを得ない。そう判断しているとすれば、木を見て森を見ない近視眼的思考だ。

広い東北・北海道で20万都市は数えるほどしかない。本県の場合も福島・郡山・いわきの3市。会津地方は、県の面積の半分近く占めるが人口は約28万人。白河地方は約15万人、相馬地方は約11万人。これ

らは、自立できないからいずれかの都市の傘下に入れということか。非現実的な議論に思えて仕方がない。

私たちはどういう視点で地域をつくるかを考え直す時期にある。かつての経済成長は安定した社会をもたらした。国はせつせと税を地方へ仕送りする。安い土地・賃金を求め工場がやってくる。国土の均衡ある発展とは、外部の力を取り込むことでもあった。内にあるものを手間暇かけて磨くことよりも、てっとりばやく外から運ぶ。いつしか外発的手法に慣れ過ぎ、変化に対する適応性をなくした。

時代は変わった。財政は火の車、企業の海外移転、超高齢化…。国はもはや地方を庇護する力はない。地方は、中小企業や農林業の振興、再生エネルギーの導入により、地域で富を産み地域で循環させる。内発的手法を中心に据え、これに外の力を組み合わせることを求められる。大震災は大きな試練だったが、過去を検証し、新しい道をつけていくまたとない機会でもある。「窮すれば通ず」。知恵は生まれる。

人は変えるのをためらう。危機が迫っていてもすぐには腰をあげられない。しかし、確実に新しい時代の風が吹き始まっている。日本各地で、都会から移住し農林業に就く若者や、高収入を捨てて子育てをしている家族が増しているという。彼らは生活の中から仕事を産み出し、仕事を通して生活の質を高めていく。新たな生き方を求め、田園への回帰が始まろうとしている。人口の予測は当たったことがないそう。恐れ過ぎることはない。